

第 1 2 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第43号から第46号)
日程第4 議事(議案第48号から第52号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(21人)

2番	山崎 良吉	3番	熊西 忠治
4番	土合 正夫	5番	中井 敏男
6番	山下 隆之	7番	横山 實
8番	石井 寿男	9番	前花 敏子
10番	山崎 秋夫	11番	永森 薫
12番	三島 博	13番	大松 治雄
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	19番	向井 隆一
20番	山谷 孝芳	22番	佐伯 洋作
23番	橋爪 秀夫		

欠席委員(3人)

1番	石庭 文男	21番	田中 智浩
24番	永野 夫		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第43号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第44号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第45号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第46号	農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第49号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第50号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第51号	農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第52号	農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

庶務係長 安元 啓二 主 任 坂木 茂利

射水市農林水産課

主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「1番 石庭委員」「21番 田中委員」「24番 永野委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「2番 山崎良吉委員」「4番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第43号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第44号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第45号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第42号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第46号農地法第18条第6項の規定による通知等について
を議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。
以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第48号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書6ページをご覧ください。
今回は7件ございます。

【議案第48号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった7件の内、1番目は親子間での経営移譲によるもの。

2番目は農地が自宅から離れた位置にあることから、耕作を続けていくことが困難である理由から、地元集落の農家に所有権を移転しようとするもの。

3番と4番は新規で農業経営を始めようとする目的で農地の賃貸借と所有権移譲を受けようとする申請をされたもの。

それ以降の5番から7番については経営規模拡大のための所有権移譲です。

以上のこれらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

大松委員

3番と4番の　　さんは、農地を取得されて何をしようと計画されているのですか。

事務局（安元）

今回　　さんが、所有権移転と賃貸借により耕作される農地は畑地
でございまして、現状は竹林でございます。
この竹林でタケノコや山菜を採ったりされる計画と伺っております。

土合委員

私の地元でございますので補足しますと、今回の申請地一帯は昔から
きちんと管理のされた竹林でございまして、現在所有しておられる方々
も、歳をとって管理が難しくなっているのが現状でして、今回の
ように竹林を取得され、今後もきちんと管理をされていくのであれば、
良いことだと考えております。
だれも管理をしなくなって、今で荒れてしまった竹林も結構ある。

大松委員

わかりました。

永森委員

1番の件ですが、これ所有権移転となっておりますが、経営移譲年金を
受給される目的での手続きですか。

事務局（安元）

1番の案件の　　さんは、農業者年金には加入しておられませんので、
そういった目的ではなく、親子間での生前贈与と伺っております。

（「なし」の声起きる）

横山委員

3番と4番で譲受人となっている　　さんって、おいくつですか。

事務局（安元）

さんは、現在　　才です。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかにご質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第49号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第49号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第49号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は、農家住宅の敷地の変更を目的とした申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番について、10番の山崎秋夫委員より説明をお願いします。

事務局(安元)

それでは説明をさせていただきます。

申請者は現在、85アールを耕作する兼業農家です。

平成21年に、それまで住んでいた住居が北陸新幹線の敷地として収用されることになり、集落内の現在の場所へと移転をいたしました。

ところが、実際に家を建ててみると、敷地内での移動に支障を来すことが分かったことから、これを変更する目的で先に宅地として許可を

受けていた土地の一部を農地に戻し、代わりに同面積を農機具格納庫敷地として許可し直すことにされました。

そこで必要な手続きとして、農振農用地への編入と除外を完了し、本来であれば、農地転用手続きへと進めていかねばならないところを転用手続きをしないまま、敷地内に農機具格納庫を建ててしまいました。

申請人本人が農地法についての知識がなかったこととはいえ、今回の件については十分に反省をしており、始末書を添えて申請をされております。

今回の転用により周辺の農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第49号の1番について説明をさせていただきます。

本申請地は第1種農地と判断します。

目的は農家住宅敷地の変更となっており、転用許可申請に向けた農振除外及び編入手続きも完了し、残る転用手続きが済んでいなかったということで、転用許可基準上も別段問題はなく、始末書も添えられていることから、やむをえないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第49号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

(議案第 5 0 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 5 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてと議案第 5 1 号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを関連がありますので、一括して議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 8 ページの議案第 5 0 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 5 0 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は資材置場の拡張を目的とする申請。

2 番は医療施設の駐車場拡張を目的とする申請。

3 番は、議案第 5 1 号の農地法の事業計画変更承認申請と併せて申請のあったもので、当初、店舗敷地として許可済であった農地について、所有権移転により資材置場とするための申請です。

最後、4 番は運送会社の駐車場及び冷凍庫建設敷地です。

これらのうち、2 番と 4 番については、いずれも農振農用地区域内にあることから、農振除外手続きも併せて手続中でございます。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、山崎秋夫委員より説明をお願いします。

横山委員

譲受人は 地内に本店を置く建設業者で、昨年 2 月にも大型建設機械及び資材置場として、集落内において転用許可を受けております。

今回は、前回の申請にひきつづき、譲受人が昨今の建設受注の増加に対応するため、 県 市にある同社営業所の大型資材や機械類を移動し保管する目的で、既存資材置場を拡張しようとするものです。

今回の転用により、近隣農地への影響はないものと思われ、地元土地改良区及び生産組合の同意も得られております。

議長 (舟木会長)

2 番については私の方から説明させていただきます。

譲受人は 地内において診療所及び老人保健施設を開業する医療法人です。

現在の施設は、平成 5 年 5 月に開院し、入所定員は 人、従業員は 人となっております。

同施設の駐車場は施設北側にある60台分を職員、南側の40台分を外来用として利用しておりますが、冬期間には職員用駐車場の一画を堆積場として利用するため、その間は職員が外来用駐車場の一画を利用せざるを得ず、外来患者の駐車に支障を来している始末です。

このようなことから、職員用駐車場を新たに確保する目的で施設に隣接する農地の所有者と交渉を重ねた結果、ようやく話が纏まったことから今回申請の運びとなったものであります。

転用にあたっては周辺農地への影響もないと思われ、地元の自治会はもとより、関係土地改良区、生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

ひきつづき、議案第50号の3番と議案第51号の1番について10番の山崎秋夫委員より説明をお願いします。

山崎秋夫委員

それでは、引き続き私の方から説明をさせていただきます。

今回事業計画変更及び所有権移転申請のあった土地は、当時 地内で飲食店を営んでいた当初事業計画者の さんが店舗建設を目的として昭和57年当時、農地法5条により転用許可を受けたものです。

ところが、当初事業計画者は造成工事後、業績不振に陥り、やがて廃業されたことから、現在に至るまで転用されずに放置されたままになっておりました。

一方の事業承継者は、昭和43年より高岡市内で木材販売業を営んでおり、近年の事業規模拡大により業績も順調に伸びてきていることから十分な木材を常時確保しておく必要がでてきたために近隣で適地を探していたそうです。

そして今回、双方での話し合いにより、申請地を木材置場として転用するために当初の事業計画を変更し、所有権移転することになりました。

転用にあたっては、近隣農地への影響もないと思われ、地元自治会等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

つづいて、議案第50号の4番について5番の中井委員より説明をお願いします。

中井委員

議案第50号の4番について説明します。

譲受人は 地内の国道 号線沿いにおいて昭和63年より一般貨物自動車運送業を営んでおります。

取扱う貨物の大半は冷凍食品であり、主にメーカーからの冷凍食品を一時保管し、小分け配送しております。

同社では、これまでに平成13年と21年に現在の保管倉庫を建設しましたが、昨今の冷凍食品取扱量の増加とともに、一昨年発生した東日本大震災の影響で冷凍食品の一時保管依頼が急増したため、倉庫は常時満杯状態となっており、荷捌き作業にも支障をきたしております。

このため、隣接する農地を転用しそこに新たな冷凍倉庫と駐車場を設けるため申請をされたものです。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第46号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は10ha以上の一団広がりの中にある10a以上の優良農地であることから、これを甲種農地と判断します。

本来ですと甲種農地での転用は不許可となりますが、集落接続要件も満たし、面積471㎡と転用許可基準を満たしており、さらに利用計画や必要性についてもやむを得ないと考えられます。

次に2番についてですが、当該地は農振区域内にある農用地であり面積も3,000㎡となっておりますが、周囲を両側歩道のある市道や住宅地に囲まれており、一団の面積も10haに満たないことから、これを第1種農地と判断します。

該当する転用許可基準といたしましては、既存地拡張ということで、既存部分面積の2分の1以内となっていること。さらには利用計画並びに必要性についてもやむを得ないものと考えられ、農用地からの除外見込についても、県との協議が整っていることから別段問題はないと考えます。

続いて、3番の案件ですが、当該地は1種農地であり、今回の変更承認申請及び転用計画について転用許可基準上も、問題はないと考えます。

最後の4番については、2番の件と同じく農振農用地区域内の農用地にある甲種農地でございますが、本来ですと不許可となりますが、農用地からの除外見込についても、県との協議が整っていることからさらには、事業内容が流通業務施設に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がりましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

3番の件についてですが、さきほどの説明で昭和57年に飲食店舗で許可済みといわれましたが、議案書に載っている地目が田のままになっているってどうしてなのか教えてください。

事務局(安元)

転用許可が出た段階では地目は変わりません。

許可後に事業に着工し、転用目的どおりに転用され登記官が確認した時点において初めて地目変更となります。

この案件については、隣地との境に擁壁を設置し敷地造成のみ完了の状態となっていましたので、現況地目こそ雑種地ですが、地目そのものは農地のままです。

永森委員

わかりました。

議長(舟木会長)

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと議案第51号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第50号と51号については、許可相当と認め、富山県知事あて送付することに可決されました。

(議案第52号説明・表決)

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案77件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

中井委員

16ページの150、151の　　さんって、これだけ耕作しておられるのに認定農業者に、ならしてあたらんがけ。

事務局(安元)

さんは現在、59歳でお勤めと伺っております。
退職されれば、認定農業者として活躍される可能性もあると思いますが。

中井委員

すごいね、勤めながらこれだけ耕作されるちゃ。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第52号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第52号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第12回総会を閉会します。

（終了 午後3時28分）

その他報告事項

農業委員選挙人登録名簿の配布回収について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年1月11日(金)午前11時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長

署名委員

署名委員

第十二回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十四年十二月一日
至 平成二十四年十二月二十八日